

地主・経営者のための
情報マガジン

12
December

Agri Times

あぐりタイムズ / 2018 vol.161

配偶者(特別)控除の改正に注目! 「年末調整」



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

修繕にかかわる出費の 正しい取扱い

CM
総費
放送中!

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



テレビCM

サンデーモーニング
畑でMarry Me!
ふらり途中下車の旅
めざましテレビ

ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送

配偶者(特別)控除の改正に注目!

払いすぎた税金を精算する手続き

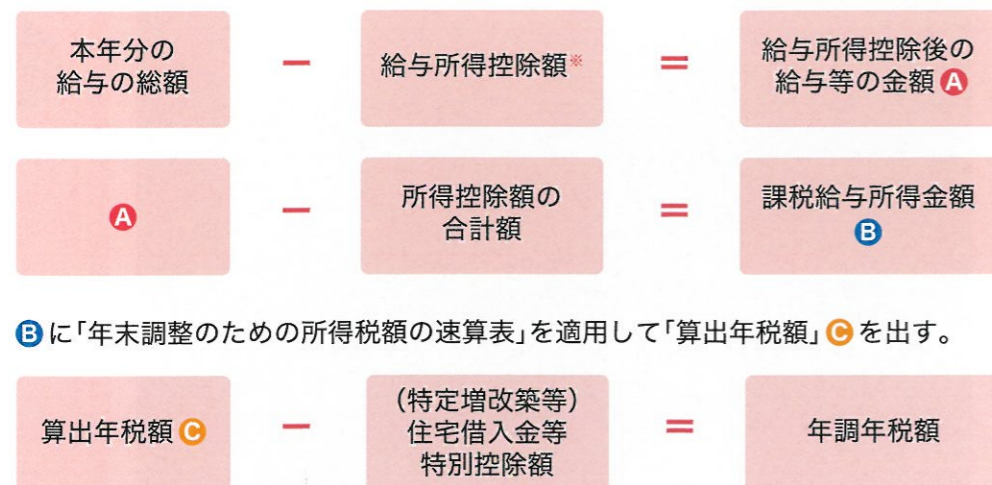
「年末調整」

今回は金田がお伝えします!



1 正当な税額に一致させる手続き

給料や賃金、賞与などの給与所得については、給与の支払者が、その支払いのつど所定の「源泉徴収税額表」によってその年分の所得税額の一部をあらかじめ徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収してきた税額はあくまでも概算にすぎません。1年間の給与総額が確定する年末に、給与の支払いを受ける各人ごとに、扶養親族などの異動、各種の「所得控除」、「税額控除」を反映させて、その年に納めるべき年税額を正しく計算し、それまでに徴収した概算税額と精算する手続きを行うのが年末調整です。



<※給与所得控除の改正が続いています>

平成28年分から給与所得控除額の上限額が引き下げられつつあります。平成28年は、給与等の年収金額が1,200万円超の場合で給与所得控除額の上限が230万円に下がり、平成29年は1,000万円超で上限が220万円に下がり、平成32年分からは年収850万円超で上限が195万円に下がる予定です。

2 年末調整の対象となる人

年末調整は、本年最後の給与の支払いをする時において「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している勤務先(主たる給与の支払者)において、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。2か所以上から給与を受けている方は、従たる給与の支払先(いわゆる乙欄適用)では年末調整を行わず、基本的に確定申告が必要になります。

3 年末調整で控除できるもの

年末調整の際に、給与所得の金額から控除できる控除項目は11種類、税額から控除できる控除項目は1種類あります。

所得金額から控除するもの

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| ① 社会保険料控除 | ⑤ 障害者控除 | ⑨ 配偶者特別控除 |
| ② 小規模企業共済等掛金控除 | ⑥ 寡婦(寡夫)控除 | ⑩ 扶養控除 |
| ③ 生命保険料控除 | ⑦ 勤労学生控除 | ⑪ 基礎控除 |
| ④ 地震保険料控除 | ⑧ 配偶者控除 | |

所得税額から控除するもの

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

※住宅借入金等特別控除は、初年度分については年末調整では行えず、確定申告が必要になります。

なお、医療費控除・寄附金控除・雑損控除・各種税額控除(上記以外)は、確定申告書を提出することによってその控除を受けることができます。

以下、年末調整でできる控除の主なものを簡単に解説していきます。

1 小規模企業共済等掛金控除

納税者本人が自分の小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その本年中に支払った金額を所得金額から差引くことができます。対象となる掛金は、次の3つです。前納期間が1年以内の掛金であれば全額が対象となります。

- 1 小規模企業共済法に規定する共済契約(加入資格は、常時使用する従業員が20人以下の個人事業主または同規模の会社の役員などが対象になります)に基づく掛金
- 2 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(iDeCoイデコ。平成29年から確定給付年金制度がある企業の会社員、公務員、専業主婦も加入できるようになりました。)
- 3 心身障害者扶養共済制度の掛金。

2 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険契約等(遺族保障等、介護保障、医療保障)及び個人年金保険契約等(老後保障等)についての保険料や掛金は、一定の条件を満たしたものであれば、所定の算式によって計算した金額が控除されます。なお、平成24年1月1日以後に締結したものと、平成23年12月31日以前に締結したものとでは、取り扱いが異なるのでご注意ください。

3 地震保険料控除

本年中に給与の支払いを受けている人自身やその家族が所有しているもので、日常の居住用として使われている家屋や家財を目的とする地震保険(共済)や火災保険(共済)に係わる保険料(掛金)を支払っている場合、所定の金額を控除できます。

4 配偶者控除・配偶者特別控除(平成30年分から改正)

納税者本人の所得に応じて、配偶者控除の適用の有無や、各控除額が変わることとなり、配偶者特別控除を受けることのできる配偶者の所得上限が123万円まで引き上げられる、大きな改正がありました。(次頁表をご参照下さい。)

1 配偶者控除の対象者

その納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である配偶者が対象であることは今までと変わりませんが、納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与のみの場合でいうと収入1,220万円)以下である場合のみに限定になりました。またその内、今までの満額38万円*控除を受けられるのは、所得900万円以下になりました。

2 配偶者特別控除の対象者

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に、その生計を一にする配偶者で、合計所得金額が123万円以下である配偶者が対象になりました。ただし、■に該当する人、他の人の扶養親族になっている人は除きます。(給与収入金額の場合は、103万円超141万円未満が対象だったのが、この改正により103万円超201万円(細かくは2,015,999円)以下に引き上げられました。)

3 配偶者控除額・配偶者特別控除額

38万円※を限度として、夫の所得区分に応じて3段階に分けられ、配偶者の所得が増えるにつれて控除額が減るようになりました。

※配偶者控除は、配偶者が70歳以上の場合は満額が48万円となります(老人配偶者控除)。

【平成30・31年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の納税者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの場 合の配偶者の給与 等の収入金額	
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)		
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注)合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、これらの控除の適用を受けることはできません。
なお太枠内は、配偶者特別控除額が満額になる範囲を示しています。

5 扶養控除

控除対象となる扶養親族は、その年の12月31日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる人です。
控除額は、年齢、障害の程度、同居しているか、によって異なります。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族) 年齢が16歳以上である
- 納税者と生計を一にしている その年間の合計所得金額が38万円以下
- 事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない

基礎控除等につき平成32年分からの改正があります(詳細は、めぐりタイムズ2018年4月号掲載)。

年末調整は、確定申告の前哨戦！
ここで済ませられるものをしっかり処理しておけば、年明けの集計がぐんと楽になります。
必要書類の収集はお早めに！



ランドマーク便り メディア掲載情報

新聞書籍

【日経プラスワン】



9月1日(土)日経プラスワン
3面「まず遺産分割 公平に」
に弊社代表税理士清田のコメントが掲載されております。

【日本農業新聞】



9月12日(木)日本農業新聞
12面「相続争い 遺言書作成で防ぐ」
に弊社代表税理士清田のコメントが掲載されております。

11月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

11月 | 知って安心! 相続の手続き

11月20日(火) 町田会場

14:00~15:00 TEL:042-720-4300

税務無料相談会

11月13日(火) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

11月14日(水) 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

11月14日(水) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

11月14日(水) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

11月15日(木) 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

11月15日(木) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

11月20日(火) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

こちらからお申込み受付中!

▶ <https://www.landmark-tax.com/contact/>



「畑でMarry Me!」の放送時間に変更になりました!

一社提供番組「畑でMarry Me!」の放送時間に変更となりました。
土曜日から木曜日になりますので、是非ご覧ください。

毎週木曜日 22:54~23:00 フジテレビで放送中!

※番組の放送時間は急遽変更になる場合がございます。

修繕にかかわる 出費の正しい取扱い

今回は国税OBの金子が
お伝えします!



Q

不動産賃貸業を営んでいて、アパートの修理代や追加の備品等の支払いが出てくるようになりました。これらの支払いは、一度に経費として計上できないのでしょうか。

A
不動産賃貸業やその他の事業を営んでいる方は、多くの事業用財産を抱え、日常的にその修繕・追加購入を行います。これらに係わる出費は、必要経費として全額計上するものもあれば、資産として計上して減価償却の対象とするものもあります。

今回は、混乱が多いこの両者の切り分け方についてご説明していきます。

解説

1 資産として計上するもの

減価償却とは、時とともに価値が下がっていくものについて、それぞれの資産の価値の目減り分を見積もって費用として計上することです。具体的には、建物・構築物・機械装置・車輛運搬具・工具器具備品などが減価償却資産となります。ただし、まだ事業に使用していないものについては減価償却を開始することはできませんので、ご注意ください。

逆に、減価償却できない資産とは、時とともに価値が減少しないもの、例えば土地や借地権・書画骨董などです。

2 一度に費用計上できる場合

減価償却する資産は、原則として使用を始めたとき、一度に費用計上できません。

ただし、取得価額が10万円未満のもの、あるいは使用可能期間が1年未満のものについては一度に費用計上することができます。ただし、この場合の10万円未満かどうかという判定には注意が必要です。例えば、アパートが8室あり、各部屋にそれぞれ9万円のカーテンを取付けたとします。

カーテンは、8室あわせてカーテンとしての機能を果たすわけではなく、部屋ごとにその機能を果たすものです。そのため、8室のカーテンの価格を合計した72万円を資産として計上するのではなく、部屋ごとにカーテンの取得価額を計算して判定することになります。つまり、この場合、各部屋のカーテンは10万円未満であるため全額が経費です。

10万円以上であっても、20万円未満のものについては、「一括償却資産」として処理することができます。この資産は耐用年数に基づいて償却計算するのではなく、同一事業年度内に業務の用に供した資産をまとめて、3年で均等償却することもできるというのが特徴です。

特例: 青色申告者である中小企業者(従業員1,000人以下)の少額減価償却資産(取得価額が30万円未満)の特例に該当する場合は、年300万円を限度として、取得価額の全額を必要経費とすることができます(平成32年3月31日までに業務の用に供したものに限り)。

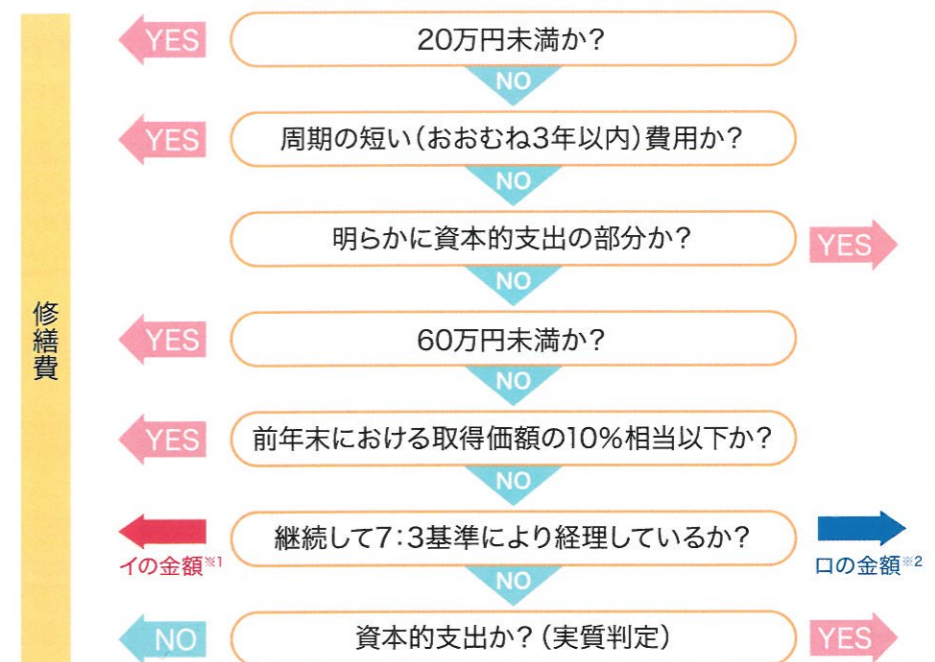
資産計上するものと費用計上するものの取得価額の境界

- ⅰ 取得価額10万円未満または使用可能期間1年未満 → 費用として計上
- ⅱ 取得価額10万円以上20万円未満 → ①又②で選択可
 - ① 普通の減価償却(資産計上) ② 3年均等償却(資産計上)
- ⅲ 取得価額20万円以上 → 普通の減価償却(資産計上)

3 価値を高める修繕は資本的支出

アパート等の修繕のための支出は、原状を回復するための支出であれば、修繕費として全額必要経費に計上します。一方で、その支出が資産としての価値を高めたり、耐久性を増すものであったりすれば、その金額は「資本的支出」とされます。この場合は、いったん固定資産に計上し、減価償却費として長期間にわたり少しずつ必要経費としていくこととなります。金額の大きさが問題ではありません。

フローチャート 修理・改良に要した費用が…



※1イの金額=支出金額×30%と前期末取得価額×10%のいずれか少ない金額

※2ロの金額=支出金額-イの金額

4 火災共済(保険)金等の受取があった場合の修繕費

個人事業者が、火災・風水災等・地震の事故共済(保険)金を受け取った場合には、資産の損害に基づいて支払われる共済(保険)金として、非課税となりますが、修繕費として支出した損害の額の取扱いは以下ようになりますのでご注意ください。

- 損害の額>損害共済(保険)金の額の場合…その超える部分の金額は、資産損失として不動産所得、事業所得等の必要経費となります。
- 損害の額<損害共済(保険)金の額の場合…火災共済(保険)金等は全額非課税となりますが、修繕のための支出は不動産所得、事業所得等の必要経費とすることはできません。
- 建物の機能を罹災前よりグレードアップしたような場合には、その部分についての支出は、修繕費とは認められず、「資本的支出」とされることもあります。

経費にできるものは漏らさず計上して、今年の確定申告を乗り切りましょう。

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第3時限 にぎりの歴史

まだ“GOLF”という言葉すらなく、野原に掘られた小動物の巣穴に石コロを棒で打って入れていた遊びがゴルフのルーツであると言われています。その時何げなく握っていたのは“ナチュラルグリップ”今でいうテンフィンガーグリップ(ベースボールグリップ)です。

19世紀末にヒッコリーがシャフトに採用されるようになると、大きくしなり飛距離が出るクラブでボールを曲げないようにする為に握り方が試行錯誤されてきた訳です。

その後、右手の小指と左手の人差し指を絡めたインターロッキンググリップが登場しました。このグリップへの変遷でボールが過去に例がないくらいに高く上がったのです。このグリップの考案者は、アラン・ロバートソン(ゴルフ史上初のプロゴルファー)説、またその弟子の伝説的プロゴルファーのトム・モリス・シニア説とされています。

そしてその後登場したのが、右手小指を左手人差し指の上に乗せるオーバーラッピンググリップです。このグリップは、ハリー・バートンが指をケガしたときに応急処置的に試して偶然に出来たグリップだそうです。ハリー・バートンは全英オープンに6度優勝し、アメリカに遠征して大きな影響を与えました。後に“球聖”と呼ばれるボビー・ジョーンズも子供の時にバートンを見て衝撃を受け、以降20世紀のアメリカがゴルフ界を牽引していく中でオーバーラッピングが広まっていったのです。

この功績が認められてアメリカツアーでの年間平均最小ストローク1位に与えられるトロフィーは、バートンのグリップをしていてバートントロフィーと呼ばれています。

1997年タイガー・ウッズがマスターズトーナメントに初優勝して以来、メジャーが14勝、生涯獲得賞金額1億ドルを突破して歴代1位になりました。タイガーはインターロッキンググリップです。タイガー世代と呼ばれるローリー・マキュロイ、石川遼、松山英樹…etc

皆インターロッキンググリップです。一時代を築き、もの凄いカリスマ性でゴルフ界を引っばっている選手のグリップがその時代の主流になるのです。

パターの握り方に関しては、逆ハンドグリップ(右打ちの人で左手が下)が主流になりつつあります。通常のショットで逆ハンドグリップで全てのショットをし、もしマスターズトーナメントで優勝する選手が現れたら、今までのすべての概念が覆される日が来るかもしれませんね。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ51歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級